相模原市監查委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成30年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年7月3日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋本愼一

同 須田 毅

同 大崎秀治

- 1 特定の事件(平成30年度) 国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体健康福祉局保険高齢部関係各課
- 3 措置に係る通知日 市長から通知があった日 令和元年6月28日
- 3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】

【介護保険事業】

1.改正後の参照条文の当てはめについて

相模原市介護保険料減免取扱要領 (以下「要領」という。)第12条及び 第13条には相模原市介護保険条例等 施行規則(以下「規則」という。)第8 条を参照する旨の記載があるが、当該 規則の改正に伴う条文の追加により、 第6条以下が順次1つずつ条文番号が 繰り下がり、改正前の規則第8条は5 9条となった。このため、本来なら当 該規則の改正に合わせ、要領第12条 及び第13条の本文中の第8条を第9 条に置き換える必要があった。

本件の場合実務上は支障がないが、 条例規則等の改正に際して関連する他 の条例規則等の条文番号等の変更要否 につき確認する必要があった。

(報告書 111頁~112頁)

措置の状況

【介護保険事業】

改正後の参照条文の当てはめについて

相模原市介護保険料減免取扱要領第 12条及び第13条を改正し、平成 30年12月1日施行した。 2.介護予防福祉用具購入費の誤支払 いについて

被保険者から申請がなされていない 介護予防福祉用具購入費(16,329 円)を誤って特定福祉用具販売事業者 に支払ったが、相手方から指摘がある まで所管課で誤支払が発見されなかっ た。この件に限らず、相手方から心当 たりのない入金があった旨の申し出が なく、誤支払した金額が回収されない リスクがあったと考えられる。

(報告書 135頁~138頁)

2.介護予防福祉用具購入費の誤支払 いについて

本件については、不十分な支払データ確認作業に起因したものであったことから、データの確認作業を次のとおり見直した。

1回目の確認作業として、入力した 内容を出力したリストと申請書の照合 による個々の入力内容の確認に加え、 合計金額及び合計件数の確認をするこ ととした。また、修正が生じた場合、 修正担当者のみがその内容を確認して いたが、複数人により修正後のリスト を確認することとした。

さらに、2回目の確認作業として、 1回目の確認作業で発見した不備の修 正を反映したリストについて修正箇所 のみを確認していたが、再度、複数人 によりリストと申請書を全件照合する とともに、合計金額及び合計件数の確 認をすることとした。 3.「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について

(1)積算の根拠について

市はプロポーザルにより選定した相 手先と随意契約を行っている。平成 29年度の契約において、業者からの 見積書には増額の要因として、「神奈川 県の最低賃金及び社会保障費用の上昇 に伴い、次年度は全業務スタッフの昇 給を予定しております。」、「システム変 更に伴う業務処理工数の増加が発生しております。」等の理由が付されているが、市の契約関係の決裁文書には、作 業量やシステム変更など見積の根拠と なる資料が添付されていない。

所管課の説明によると、『数量(処理件数や作業手順)等の情報は、仕様書別紙の「事務処理手順書(平成29年成30年度の「業務委託事務作業内容(平規ので)」において具体的にちらり、委託事業者の提出のものでは、対しまれるが、の増加をものでは、対しまれるが、対しまれるが、対しまれるが、対しまれる。ともり、表別では、対しまれるが、対しまれるとは、対しまれると、対しまれるはないまるは、対しまれるはないまる。はないまれるは、対しまれるは、対しまれるは、対しまれるは、対しまれるはないまれる。はないまれるはないまれるはないまれる。はないまれるはないまれる。はないまれるはないまれる。はないまれるはないまれる。はないまないまる。はないまるはないまる。はないまる

3.「介護保険要介護認定事務等業務委託」に係る随意契約について

(1)積算の根拠について

市は、次年度予算の積算の段階で、 仕様書において積算の根拠となる数量 等を示し、委託業者は仕様書を基に実 績を勘案し、見積額を算出している。 市では、その見積額の根拠等につい て、委託業者に聞き取りを行い、金額 等の妥当性を検証した上で契約を行っ てきたが、平成31年度の契約から は、その検証結果についても決裁書類 として保存するよう改めた。

また、積算基準については、法改正により業務内容に変更が生じるなど、 一律に定めることが難しいことから、 引き続き年度ごとに、契約金額の妥当 性について検証する。

なお、平成25年度及び平成28年度の見積書の別紙については、委託業者から受領していたものの、決裁書類の添付文書から漏れていたことから、追加で添付した。

記載されているのみである。

例えば、平成29年度の見積書の特 記事項の欄には増額要因が記載されて いるが、要因別(全業務スタッフの昇給 やシステム変更に伴う業務処理工数の 増加など)の増加額は不明である。平成 25年度及び平成28年度の見積書の 特記事項の欄には、「お見積条件」とし て「追加業務の内容は、別紙参照くだ さい。」とあるが、決裁文書(支出負担 行為書)には別紙は添付されていない。 また、平成27年度及び平成28年度 には、それぞれ予想申請件数年間 26,900件及び28,406件と あるが、このために金額がいくら増加 するのかは不明である。

プロポーザル方式により業者を選定 し、その後随意契約を締結するのであ れば、金額の積算基準を定めておくべ きであり業者の見積額をそのまま契約 金額とするのは適切ではない。決裁に 必要な文書は決裁書類の添付文書とし て公文書として保存すべきである。

(報告書 149頁~155頁)

(2)追加業務について

平成28年度の契約において業務の 追加(10業務)により1割以上契約 | 書の費用内訳については、委託業者か 金額が増加しているが、前年度の平成

(2)追加業務について

平成27年度及び平成28年度見積 ら受領していたものの、決裁書類の添 27年度にも業務内容の追加が行われている。追加業務については、見積書に追加業務の総額が記載されているが費用の内訳は明示されていない。

平成28年度の見積書には、「追加業務の内容は、別紙参照ください。」とあるが、前述のとおり、別紙は支出負担行為書の添付文書には保存されていない。金額の積算根拠は不明である。

随意契約の相手方である候補者の選定は平成24年度に行われているが、その後の委託金額の増加や平成28年度に業務の大幅な増加が見込まれていたのであれば、この時点でプロポーザルによる委託候補者の選定を行うべきであった。

付文書から漏れてしまっていたことか ら、追加で添付した。

また、法改正への対応等により業務 内容の変更等が必要となる場合には、 プロポーザルにより選定した業者と継 続して1者随意契約を締結することに ついての妥当性を検証する。

(報告書 149頁~155頁)